

## 兵庫県病院薬剤師会西播支部会則

第1条 本会を兵庫県病院薬剤師会西播支部という。

第2条 本会は姫路市、相生市、赤穂市、たつの市、宍粟市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡に勤務する薬剤師を以って会員とする。

第3条 本会は病診勤務薬剤師の相互の親睦を深め併せて業務連絡研修を行うことを目的とする。

第4条 総会は年1回開く。その他必要ある時は支部長が招集する。

第5条 総会の議決は総会出席者の過半数によって定める。

第6条 例会は毎月1回開くことを原則とする。

第7条 本会の経費は支部会費及び県病薬支部交付金を以ってこれにあてる。

第8条 会費は1ヶ年2,000円とし、途中入会は半期(6ヶ月)1,000円とする。  
但し、既納の会費は返還しない。

第9条 本会に支部長、会計、幹事若干名をおく。  
支部長、会計、幹事の選出は総会出席者の承認による。

第10条 本会の事務局は支部長の所属する病院、診療所に置く。

第11条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。

第12条 役員任期は2ヶ年とし再任は妨げない。

附則 本規定は2013年4月1日より実施する

上記記載内容は事実と相違ない

兵庫県姫路市広畑区3丁目1番地 製鉄記念広畑病院 薬剤部内  
兵庫県病院薬剤師会西播支部  
支部長 田中 一穂